

情報 最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ



結婚50周年のご夫婦をお祝いします(追加受付)

結婚50周年(金婚)を迎えられたご夫婦を、9月21日(金)に開催した老人福祉大会でお祝いしましたが、届出期日が経過した後も問い合わせがあることから、市では追加して届出を受け付けます。該当されるご夫婦は、届出をしてください。

■対象

昭和32年に婚姻届を出されたご夫婦で、市へ金婚の届出をされていないご夫婦

■届出方法 届出先にある届出書に必要事項を記入・押印して、11月20日(火)までに提出

してください。

■届出先

- 市庁舎別館高齢介護課
長寿・いきがい対策係
TEL0897-52-1292
- 各総合支所市民福祉課
福祉係

東予広域都市計画区域
都市計画の変更案の縦覧

東予広域都市計画区域のうち、西条市内に係る都市計画の変更案の縦覧を行います。

■件名

特別用途地区の変更(大規模集客施設制限地区の指定)

■縦覧期間

11月6日(火)～20日(火)

■縦覧場所・問合せ

市庁舎別館都市計画整備課
都市計画係
TEL0897-52-1238

11月の市税じょうみ

20日 市県民税第3期分、国民健康保険税第4期分の督促の発送

30日 国民健康保険税第5期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促料と延滞金をいただきます。

※口座振替ご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

消費税の申告と納税、届出書の提出をお忘れなく

■消費税の申告と納税

平成17年分の課税売上高が1000万円を超えている個人事業者は、平成19年分消費税の課税事業者となり、平成18年分の課税売上高が1000万円を超えている個人事業者は、平成20年分消費税の課税事業者となります。

平成19年分消費税の課税事業者となる方は、平成20年3月31日(月)までに平成19年分の消費税の申告と納税が必要となります。

■届出書の提出

新たに消費税の課税事業者

となる方は「消費税課税事業者届出書」を速やかに税務署に提出してください。

平成20年から簡易課税制度を選択される場合は「消費税簡易課税制度選択届出書」を12月31日(月)までに提出する必要があります。

■問合せ 伊予西条税務署 個人課税部門

TEL0897-56-3292

国税電子申告・納税システム e-Taxをご利用ください

国税電子申告・納税システム(e-Tax)は、①所得税、法人税、消費税、酒税、印紙税の申告②全税目の納税③申請・届出など、国税に関する各種手続きがインターネットなどを通じて行うことができ、何度も税務署へ出かける必要がなくなります。特に源泉所得税の毎月納付や消費税の毎月申告など、利用回数の多い手続きには便利です。

■問合せ

e-Taxヘルプデスク
TEL0570-015901

年末調整説明会

源泉徴収事務担当の方は、税務署が事前に送付している資料を持参の上、年末調整説明会にご出席ください。

■開催日 11月22日(木)

■場所

総合文化会館小ホール

■対象者・開催時間

○法人の源泉徴収義務者 10時～12時
○支店、官公庁、個人の源泉徴収義務者 13時30分～15時30分

■問合せ 伊予西条税務署
TEL0897-56-3290

酒税に関するご相談は
前もって巡回日時の確認を

酒税に関するご相談については、松山税務署の酒類指導官(酒税担当者)が、毎月、愛媛県下の税務署を巡回してお受けしています。

伊予西条税務署での相談を希望される方は、前もって松山税務署に酒類指導官の巡回日時を確認してからお越しください。

■問合せ 松山税務署

TEL089-941-9121